

【調査事業】質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	<p>【本事業は令和8年度予算の成立が前提となるため、下記は予定であり、変更となることがあります。】</p> <p><実証事業選定まで> 令和8年4月14日17時 公募締切</p> <p>～5月上旬 実証事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。）</p> <p>5月中旬 選定結果公表（観光庁WEBサイトに掲載。）</p> <p><実証事業選定後> ～令和9年1月末 事業計画書作成後、実証事業実施。</p> <p>事業実施報告書作成・提出</p> <p>実証事業終了後経費精算・報告</p> <p>→実証事業実施者へ経費支払い（精算払い）</p> <p>令和9年2月～3月 実証成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）</p>
2	全体		今回の公募（令和8年3月5日～令和8年4月14日）終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で二次公募の予定はありません。 なお、3月下旬頃公募開始予定の補助事業も二次公募の予定はありません。
3	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	4件程度を想定しています。 なお、補助事業についても4件程度を想定しています。
4	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	本事業は、事業実施者による取組を補助金や交付金によって支援するものではなく、観光庁の調査事業として行うものであり、当該事業によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うため、当該事業に要する経費を国費により負担するものです。 国費により支援する経費の規模は、1事業当たり150万円（税込）を上限とします。
5	全体		調査事業と補助事業の両方に申請することは可能か。	両事業に申請いただくことは妨げませんが、調査事業は先進的な取組要素を含むモデル実証を観光庁の事業として行い、実証によって得られた知見等を他地域へ広く横展開を行うため当該事業に要する経費を国費により負担（上限150万円）するものである一方、補助事業は事業者が行う取組に必要な経費の一部を国が補助（補助率1/2、補助金上限700万円）するものであるため、両事業の性質の違いを十分ご確認のうえ、申請をご検討ください。 なお、事業内容が同一の場合、採択はいずれかとなります。
6	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	どのような組織が応募主体になれるか。	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、地域振興を目的とした民間事業者や団体、協議会等の組織
7	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	民間事業者等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。
8	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	趣意書の作成において、首長決裁や公印が必要になるか。	担当課長等、事業に直接かわかる部署の確認が取れていれば問題ありません。公印も不要ですので、Excelの様式に沿って記入の上、ご提出ください。（言うまでもなく虚偽や偽造等は厳に慎み、疑義の生じないようご対応ください。）
9	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か。	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費のすみ分けが明確であれば申請は可能です。
10	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「受入前及び滞在中の支援が英語等で対応可能なコミュニティマネージャー」とは、どういう人材か。	受入前や滞在中に、デジタルノマドからの多様な問合せや要望に対応できる人材を想定しています。申請時に人物の特定は必要ではありません。また資格等の証明書の提出は求めません。事業実施時に、適切な対応ができる人材の選任をお願いします。
11	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	デジタルノマドの受入宿泊施設は、「コリピングやキッチン付宿泊施設」でなくてもいいか。	モニターツアーの実証にあたって適当かつ不都合が無く、デジタルノマドのニーズに沿った宿泊施設であれば問題ありません。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
12	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「デジタルノマドの受入地域に関する条件」は全て満たさなければならないか。	実証期間中にデジタルノマドを受け入れる前までに、全て満たしていただくが必要となっています。
13	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、地域振興を目的とした民間事業者等の組織、協議会等であること」とあるが、組成割合に指定はあるか。	組成割合に指定はありません。
14	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	デジタルノマドの招聘については、最低招聘人数や招聘回数などの条件はあるのか。	最低招聘人数や回数の条件はありません。但し、デジタルノマド誘客に向けた効果検証が可能なモニターツアーであることを求めます。
15	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	招聘するデジタルノマドに条件はあるのか。	具体的にデジタルノマドの条件や定義を設けるものではありませんが（※）、実施するプログラムへのフィードバックが可能な人材を想定しています。 ※事業者自身で先進的な取組要素としてターゲットや条件を明確に定める場合を除く。
16	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	招聘するデジタルノマドとして、日本在住の方は支援対象となるか。	基本的には海外在住もしくは海外を拠点としているデジタルノマドを対象としますが、デジタルノマドの特性を鑑み、一時的な居住地にはこだわりません。
17	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	造成するデジタルノマド向け滞在プログラムは、期間等の条件はあるのか。	条件はありません。地域の誘客戦略、ターゲットニーズに沿ったプログラムの造成を行って下さい。
18	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	「誘客戦略に即した事業目標(KPI)」とはどのようなものを想定していますか。	誘客人数、消費額、滞在期間・泊数、ビジネスマッチング数などを想定していますが、地域の誘客戦略に即したものを設定して下さい。
19	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	デジタルノマド受入に必要な人材とは、どのような役割の人材を想定しているか。	デジタルノマドと地域住民とをつなぎ、円滑なコミュニティの組成に貢献可能なコミュニケーション能力を持っている方、デジタルノマドの生活ニーズや多様な要望に対応可能な方を想定しています。
20	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	「滞在プログラム（モニターツアー含む）終了後の滞在・周遊先の把握に加え、個人ブログやコミュニティ内で発信される情報を確認すること。」とあるが、頻度はどのように考えればいいのか。	頻度の指定はありませんが、滞在先・周遊先の把握は2回程度を想定しています。 入手した情報は、観光庁への事業報告の他、今後のマーケティングへの反映をご検討ください。
21	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	滞在プログラム（モニターツアー含む）の実施において、旅行業の資格は必要か。	事業にて実施する内容、募集手法により異なります。必要な資格、許認可は取得してください。
22	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	実態・意向調査や一括での情報発信実験は本事業の対象となるか。	調査事業や情報発信のみの事業は対象となりません。公募要領「Ⅱ. 募集内容等」の「2. 実証事業の内容」に記載の全てを行っていただく必要があります。
23	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	先進的な取組の一例である「東京/大阪と地方の二地域連携による周遊の仕組み化」については、東京/大阪に限定されるのか。	多くのデジタルノマドが潜在的に滞在していると考えられる大都市である東京/大阪を一例としましたが、必ずしも東京/大阪に限定されるものではありません。
24	Ⅱ. 募集内容等	2. 実証事業の内容	先進的な取組の一例である「高収入層又は企業に属するデジタルノマドを対象とした誘客スキームの構築」に関して、高収入層の定義はあるか。	デジタルノマド向けピザの要件である「日本円で年収1,000万円以上」を1つの目安としつつも、為替変動等様々な要因もあることから明確な定義は設けません。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
25	Ⅱ. 募集内容等	3. 伴走支援者について	申請主体者が独自に伴走支援者を設置した場合、支援に関わる費用は事業者負担とあるが、支援は受けられないという理解か。	当該費用はモデル実証経費として精算が可能です。
26	Ⅱ. 募集内容等	3. 伴走支援者について	伴走支援者はどのような方が選定されるのか。	デジタルノマドの誘客に向けて、専門的な知見を有する者を想定しています。
27	Ⅱ. 募集内容等	4. 実証事業に付随する業務	観光庁にて作成するアンケートとはどのようなものか。	実証事業において受け入れたデジタルノマドや関係者向けのアンケートを想定しています。詳細は事業採択後、内容が決まり次第お知らせします。
28	Ⅱ. 募集内容等	5. (2) 申請前の各種調整等について	必要な許認可について、申請は行ったがその結果が出ていない場合も申請可能か。	申請は妨げませんが、実証事業に選定された後に許認可がされなくなることとならぬよう、許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。
29	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	滞在プログラムの中で実施する交流会への参加に必要な費用は支援対象となるか。	交流会の運営に係る費用のみ対象となります。
30	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「デジタルノマドの滞在支援」に必要な経費として、相談窓口の人件費、コワーキングスペース等の利用時間の延長に係る人件費も支援対象となるか。	既存のサービスでなく、新たに実証する事業期間内のサービスであれば、対象となります。
31	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	支援対象となる事業に「デジタルノマドの招聘、滞在プログラム（モニターツアー含む）の実施」とあるが、航空券代は対象外等の条件はあるか。	特に制限はありませんが、事業全体の経費を鑑みて合理的な範囲として下さい。
32	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	支援対象となる事業に「誘客を目的としたデジタルノマドが集まるイベント等への参加」とあるが、海外で開催されるデジタルノマド向けイベントへ参加するための費用も支援対象となるのか。	支援対象となりますが、単なる視察ではなく実施事業への誘客を目的としたPR活動等を伴うものに限ります。また、事前に観光庁及び事業事務局において、出展内容、滞在日数、渡航人数、座席クラス（エコノミークラスのみ可、プレミアムエコノミー以上は不可。）等を確認し、必要最低限の経費と認められない場合は、対象外経費となりますのでご注意ください。
33	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURLをご参照ください。（最新の改定情報をご確認ください。） https://www.digital.go.jp/resources/honorarium-guideline
34	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「借料及び損料」について、本事業の実証事業において滞在プログラム（モニターツアー含む）を実施する際に、借り上げる必要がある土地や建物の借料は経費計上が可能か。	事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。
35	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	消耗品費とは概ねいくら程度のものまでになるか。	単価5万円以下で企業や組織において資産計上されないもの（減価償却対象とならないもの）を指します。
36	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	対象外経費に「招聘するデジタルノマドへの謝金等の経費」とあるが、渡航費用や宿泊費用は支援対象外か。	渡航費用や宿泊費用は支援対象です。 なお、交通費について支払対象は普通席（エコノミークラス）の料金までとし、特別の座席（ビジネスクラス、グリーン車等）を利用する場合は、特別の座席の利用に伴う超過分の料金については対象外となります。 また、招聘にあたっての謝礼や労働に対する対価などにあたる場合は対象外となります。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
37	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。また、事業の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の再委託はできません。また経費の全額を一者に委託することもできません。
38	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	再委託費に上限はあるか。	上限はありません。ただし、自治体を除き再委託費が過大になる場合には委託内容や委託の内訳についての説明を求められることがあります。
39	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	日本国外の会社と連携して委託先とすることは可能か。	委託先については、国内外の制限はありません。
40	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
41	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	事業期中の中間精算はあるか。	中間精算は実施せず、事業完了後の一括精算を想定しています。
42	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められません。
43	Ⅱ. 募集内容等	8. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で作成したWEBサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。
44	Ⅱ. 募集内容等	8. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で制作したWEBサイト等を令和8年度以降も継続して利用する場合、運営費等の経費は令和8年度分のみ計上可能との理解で相違ないか。	令和8年度分（令和9年3月31日まで）ではなく、経費計上期間の令和9年1月31日までの経費を計上可能とします。
45	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点、申請における必須事項ということでもありません。
46	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>複数地域での広域的な取組については、連続した日程である必要があるか。	必ずしも連続した日程である必要はありませんが、どのような連携を行う取組なのか明確にしてください。
47	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>に「③日本企業への具体的な投資やビジネスにつながるアイデアが計画に含まれていること」とあるが投資とはどのようなものを想定しているか。	デジタルノマド同士・デジタルノマドと地域住民間の交流によるビジネスマッチングやイノベーションを期待します。イメージとして、新規事業の創出、事業や不動産への投資、拠点設置等のビジネス拡大、起業等を想定しています。
48	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>に「④海外を本拠地とするデジタルノマド50人以上を誘客する大規模な取組であること」とあるが一回のイベントで50名以上を誘客することが対象なのか。	事業期間内での複数の期間での誘客でもかまいません。延べ人数で判断します。
49	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	採択にあたり、実施地域は地方が優遇されるのか。	地方誘客は観光施策の重要なテーマとなっておりますが、最終的には申請いただいた事業内容により判断をさせていただきます。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
50	IV. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和9年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。
51	IV. 留意点	3. 事業経費・精算について	新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。	お見込みのとおりです。
52	IV. 留意点	3. 事業経費・精算について	外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようになるか。全額支払いなしになるのか。	経費計上期間は、原則として令和9年1月31日までとしております。個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありません。この場合でも、対象期間内までに実証を完了出来なかった場合は、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
53	IV. 留意点	3. 事業経費・精算について	既存の取組に係る経費も対象となるのか。新規の取組限定か。	既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されている滞在プログラムを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
54	IV. 留意点	3. 事業経費・精算について	複数の地域や事業者が連携して実証事業を行う場合の精算はどうなるか。	代表又は経理担当となる主体への精算払いとなります。
55	IV. 留意点	5. その他	「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和9年1月31日までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和8年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。）。	実証事業の成果物とは、公募要領「Ⅱ. 募集内容等」の「4. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。
56	IV. 留意点	5. その他	首都圏などの都心部から離れた地域の方が、採択されやすい・加点される等はあるのか。	地域を限定するものではありません。